

平成 28 年度愛知県外来種調査検討会開催要領

(目的)

第 1 条 県内における外来種の実態を把握し、今後の外来種対策の基礎資料を収集するとともに「ブルーデータブックあいち 2012」を改訂する。

(検討事項)

第 2 条 検討会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 外来種に係る情報の収集、整理及び評価に関すること
- (2) 外来種の技術情報に関すること
- (3) その他、検討会の目的を達成するために必要な事項

(検討会の構成等)

第 3 条 検討会は、別表に掲げる委員により構成する。

2 委員の任期は当該年度末とする。ただし再任は妨げない。

(座長等)

第 4 条 検討会に座長及び座長代理を置く。

2 座長は会議を総括し、会議の進行にあたる。

3 座長は、委員の互選により選出する。

4 座長代理は座長を補佐し、座長に事故等があるときは、その職務を代理する。

5 座長代理は、座長があらかじめ委員の中から指名する。

(会議)

第 5 条 検討会は、愛知県環境調査センター所長が招集する。

2 検討会の会期は平成 29 年 3 月 31 日までとする。

3 会議録及び会議資料は、10 年間保存する。

(公開)

第 6 条 検討会は、原則として公開するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

(1) 愛知県情報公開条例（平成 12 年愛知県条例第 19 号）第 7 条に規定する不開示情報が含まれる事項に関して協議・検討等を行う場合

(2) 会議を公開することにより、当該会議の円滑な運営に著しい支障が生ずると認められ、座長が会議の一部または全部を公開しない旨を決定した場合

(事務局)

第 7 条 検討会の事務局は、愛知県環境調査センター企画情報部に置く。

(雑則)

第 8 条 この要領に定めるもののほか、検討会に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 21 日から施行する。

別表

氏名	職名等	専門分野等
木村 昭一	日本貝類学会評議員	貝類
國村 恵子	名古屋市水辺研究会代表	水辺の動植物
芹沢 俊介	愛知教育大学教育学部名誉教授	維管束植物類
瀧崎 吉伸	豊橋市立高豊中学校教諭	維管束植物類
谷口 義則	名城大学理工学部准教授	淡水魚類
堀田 守	愛知県自然観察指導員連絡協議会副会長	自然観察団体
増田 理子	名古屋工業大学工学研究科教授	保全生態学
矢部 隆	愛知学泉大学現代マネジメント学部教授	爬虫・両生類

(50音順、敬称略)